



陳情 1 第18号



2019年(令和元年)11月26日

藤沢市議会 議長 加藤 一 様

字石原谷地域道路整備についての陳情

(現表示：本藤沢三丁目)

岩下 次郎



藤沢市本藤沢 3-10-2

【趣旨】

ふじさわの都市計画は、昭和31年12月の議会本会議で決定され、当地は昭和46年～53年に整備されましたが、4975-3及び旧里道は接続されず、地区避難計画等住民の安心・安全につながっていません。生活道路の見直しをするよう市に働き掛けてください。

【原因】 各説明図書添付しますので、下記の項目について市に働き掛けてください。

- 一 昭和48年字石原谷宅地造成後、4957-2及び4957-150 公益用地は減歩地を分譲業者より寄付され採納後特定者に転売した。記録はないと所管課回答です。行政行為が市民に理解できる、昭和59年規則18号行政組織規則全庁体制を整えるよう申入れてください。
- 二 昭和59年市道石原谷1277号線及び1295号線は、根拠法の道路法90条2項を使い神奈川県知事に申請し5019-2及び4940-2を入手、宗教法人に払下げしました。裁量権の最大恩恵を受けた法人は、塀で囲み境内地にする等政教分離原則に反し、昭和33年蔵管第1号通達国有財産取扱い判断基準に適合していません。取消を求めてください。
- 三 昭和36年公衆用道路4975-3(容積224㎡)は、同48年造成工事で整備されましたが、
  - (1) 都市計画法33条三、施行令25条1項 新旧道路は接続していません。
  - (2) 無登記石段のため平成5年市道路線網整備で善行445号線全長90mと告示しました。
  - (3) 平成14年建築指導課小島良返答90mとしながら朱塗り図は112m。説明して下さい。
  - (4) 陳情29第32号道路管理者説明が矛盾します。安心・安全道路を求めてください。
    - ア 項目4で「おおむね一致」← 容積、全長、公図が一致する道は管理者義務です。
    - イ 項目5で平成14年寄付採納を肯定 ← 石段は「道路予定地」は詭弁です。
    - ウ 項目6昭和48年都計法40条2項4957-88隣り無登記石段は不存在。否定できない。
  - (5) 昭和43年4979-1無認可建築者は平成8年に新築申請受理され石段はある。
  - (6) 公衆用道路は管理不全による瑕疵があり、道路を整備するよう申入てください。

四 平成28年『法秩序と課税賦課の平等』を資産税課に求め、法務課経由し、藤沢市行政不服審査会に申請し、同29年第1号の答申がありました。

(1) 平成28年答申第1号 3/3【結論部分を抜粋】

さらに、審査請求人が主張する「課税賦課の平等」に関して、審理員意見書に審理員の判断が明記されていなかったことから、当審査会が行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第74条の規定に基づき、調査権限を行使したところ、本件土地の周辺の土地について、違法又は裁量権の逸脱・濫用が疑われるような課税免除、非課税、減免又は不均一課税は行われていない。

● 未接続道路、宗教法人払下げ等、得心できません。添付書で再調査を申し入れてください。

(2) 同年2月藤沢市議会に陳情29第32号を提出し審査を求めました。

発言の1 行政庁・行政不服審査会は適正に運用されている⇒行政庁認識にずれがある。

項目12の「藤沢市行政不服審査会平成28年度答申第1号は、信義則違反であり任命者への背任行為です。罷免勧告を働き掛けて下さい」でございますが、藤沢市行政不服審査会につきましては、行政不服審査法に基づく審査会を設置しており、適正な運用がなされております。最後に項目13の「証拠書面を返して下さい。法令違反者には厳罰を与えて下さい」でございますが、返還請求があったのは審査請求書の別紙及びその添付書類であり、行政不服審査法第53条により、返却すべき証拠書類または証拠物には当たらないものです。

不用物を留め置く要なく●返却手続の教示を求めて下さい。

ア 28年度審査処理は不適だから29年4月法務課から法務担当に組織を格下した。

イ 事実-1・資産税課は法務課に廻附、証拠とした正副2書は收受印を付し受領した。

ウ 事実-2・法務課は申立を補正書式を使い三者機関不服審査会に誘導した。

(3) 発言の2 議会 建設常任委員会・委員質問と応答（記録17頁，19頁抜粋）

議会委員 あと、ちょっと12番の項目についてなんですけれども、行政不服審査会からの答申に対して、中身が信義則違反というか、中身が問題あるから、市長に、多分その審議委員の罷免をするようにと求めていると思うんですけど、この中身がもし違法性があれば、それは審議委員の資格というのもそうでしょうし、違法なことであればそれ自体、告発義務というのもあると思うんですけど、その答申内容が、例えば市長に対する何かの指導とか勧告とかというのをその中身で、言ってきたということであれば、市長にとっては自分のやっていることとか方針とは違うことが答申されたことになると思うんですけど、そういうのは当然、諮問するというのはそういうことだつてあり得るわけですけど、その場合に、任命した人が自分の考えと違うからといって、そういう罷免なんていうことが果たしてできるのかなと思うわけですけども、そんなこと、当然審議委員とか審査委員、独立した第三者委員会みたいなものだと思うんですが、そういう委員の立場というのが守られていなければいけないと思うんですが、求めてきていることは可能なかどうか、ちょっとお聞かせいただければと思います。

行財政改革推進室主幹 藤沢市の行政不服審査会につきましては、行政不服審査法の規定に基づきまして、市長の諮問に対応する附属機関として条例設置のほうをさせていただいているところでございます。このことから、陳情項目の12に記載されておりますような、行政不服審査会の答申内容によって審査会委員を罷免することはないものというふうにご考えております。

提出物を無視する行為は、稚技に等しい姑息な手法で隠蔽を通り越し、掩蔽行為である。

● 28年度行政不服審査会手法の再発防止を図ってください。法は簡易迅速な救済法です。

(4) 行財政改革推進室役務 昭和59年規則第18号行政組織規則  
第5条課等の分掌事務規定による、

● 平成28年市民の申立に対し、藤沢市行政不服審査会の措置において、内部統制を如何に執り、公正な職務執行、行政評価をしたか公表を求めてください。